

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和元年5月10日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和元年5月10日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和元年5月10日

鹿児島県知事 三反園訓

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

宮之城片倉フィラチャー

薩摩郡さつま町宮之城屋地1495番地1

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 変更前 片倉工業株式会社 代表取締役社長 佐野公哉

東京都中央区明石町6番4号

(2) 変更後 片倉工業株式会社 代表取締役社長 上甲亮祐

東京都中央区明石町6番4号

3 変更年月日

平成31年3月28日

4 届出年月日

平成31年4月22日